

令和6年度  
食品トレー等の分別回収モデル事業  
業務委託

仕 様 書

三 重 県

## 業務概要

- 1 業務名称 令和6年度食品トレー等の分別回収モデル事業業務委託
- 2 履行期間 契約の日から令和7年3月24日（月）
- 3 納入場所 三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

### 4 業務の目的

国のプラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日策定）では、2035年までにすべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それらが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用することが目標として示されています。

県では、中期の戦略計画である「みえ元気プラン」における7つの挑戦のうち「脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興」にて、カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用の一層の促進に取り組むとしており、三重県循環型社会形成推進計画（令和3年3月策定）に基づき、プラスチックごみの排出を抑制し、天然資源投入量や二酸化炭素排出量の削減など環境負荷を低減させつつ更なる資源循環を促進しています。

こうした背景のもと、本業務は、プラスチックの循環的利用を促進するため、県民に身近な「食品トレー」について、市町、事業者と連携し、使用済食品トレーを再び食品トレーにリサイクルするモデル事業を実施し、高品質かつ効率的な回収方法について調査検討するものです。

### 5 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に本業務に着手し、発注者に届出をしなければならない。この場合において、着手とは受託者が本業務の実施のため発注者との打合せを開始することをいう。

### 6 業務の実施体制及び方法

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画書、業務工程表等）を策定し、県に提出する。
- (2) 本業務の実施にあたり、他都道府県市の廃棄物処理担当方や民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、発注者と協議のうえ受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。

- (3) 受託者はモデル事業の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (4) 受託者は、本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。
- (5) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

## 7 管理技術者等の選任

受託者は、管理技術者及び照査技術者を選任し、発注者の承認を得るものとする。

管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、照査技術者は、業務の進行などの照査を実施するものとする。

管理技術者は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

管理技術者は過去に同等の業務に従事した実績を有する者を選任するものとする。

## 8 必要書類の提出

受託者は、業務契約後 14 日以内に三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 委託業務着手報告書
- (2) 実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者（管理技術者・照査技術者を含む）の提出
- (5) その他、本県が必要とする書類

## 9 業務スケジュール

詳細なスケジュールについては事業者提案によるものとするが、令和 6 年 11 月から 12 月を目途にモデル地域で回収・組成調査を行い、実施後に速報を提出すること。また、令和 7 年 3 月 24 日（月）までに最終報告書を提出すること。

本業務のスケジュール案を表 1 に示す。

表1 スケジュール案

業務内容	7	8	9	10	11	12	1	2	3
関係機関との調整		→							
事業実施準備		→							
回収BOXの設計・作成		→							
モデル事業実施の周知・啓発				→					
モデル事業実施					→				
調査結果分析・速報						→			
普及に向けた課題・対応策検討							→		
最終報告書作成							→		

## 10 業務内容

本業務では、本県で発生するプラスチック資源のうち食品トレーの水平リサイクル（トレー to トレー）に係る仕組みを構築するため、上記業務スケジュール案を参考に以下の業務を実施するものとする。

### (1) 食品トレーの水平リサイクル（トレー to トレー）モデル事業の実施

発注者が指定するモデル地域内のスーパー店頭（10店舗程度を予定。発注者、受注者協議のうえ決定）にて、使用済食品トレーの効率的な回収を行うとともに、その量と組成の調査、再分別を行い、回収後の食品トレーは発注者の指定する再生業者の処理施設に搬入し、食品トレーとしてマテリアルリサイクルする。

また、現状の回収方法をふまえ、より効率的な回収方法について検討を行う。

なお、店頭から回収したBOXの展開検査、組成調査、再分別を実施する場所については、受託者にて調達することとし、必要に応じて廃棄物処理業許可業者やリサイクラー等に再委託することも可能とする。その場合、受託者は契約書第4条第1項に基づき、再委託について発注者の承諾を得ること。

店頭回収は、四日市市及び亀山市内で実施することを基本とするが、市境の店舗の状況等、諸事情を勘案して対象市町の拡大も可能とする。店頭回収の期間は1ヶ月～2ヶ月程度とし、実施にあたっては事前にモデル事業実施に向けた周知、啓発を行うものとする。

事業の実施については、「(2) モデル事業の実施方法」を参照すること。

### (2) モデル事業の実施方法について

(1) のモデル事業実施にあたり、受託者は以下の業務を行うものとする。

- ①モデル事業実施に向けた関係機関（店舗、再生業者、関係市町、三重県）との調整
- ②回収BOXの設計・作成

- ③進行管理、消耗品等の準備
- ④モデル事業に実施に向けた効果的な周知、啓発の実施
- ⑤モデル事業の実施、回収した食品トレーの運搬
- ⑥回収した食品トレーの量と組成の調査、再分別の実施（※）  
（詳細は後段に記載）
- ⑦モデル事業の調査結果（組成調査、周知結果を含む）の取りまとめ
- ⑧報告書の作成
- ⑨その他、業務実施にあたり必要な事項

※「⑥回収した食品トレーの量と組成の調査、再分別の実施」について

組成調査については、モデル事業で回収した食品トレーに混入している異物の種類及び割合、食品トレーの性状（洗浄の有無、残さの付着等）を把握するとともに、必要に応じて再分別を実施する。

また、再生業者への有価売却を前提に品質の確認も行う。

なお、混入している異物のうち、食品トレー以外の家庭ごみについては、それぞれ関係市町の処分場まで運搬する。

（3）食品トレー回収 BOX の設計・作成

本業務で実施する使用済食品トレーのスーパー店頭回収に用いる回収 BOX について、回収効率・回収量を向上させるための設計、作成を行う。

回収 BOX における食品トレーの分別種類については、案を表 2 に示すが、発注者、店舗、関係市町と協議のうえ決定する。受託者は「分別の質を向上させる提案」及び「回収量を向上させる提案」を行い、回収 BOX を設計、作成すること。

なお、モデル事業実施予定の店舗では既に『白色発泡トレー』及び『透明トレー』の回収 BOX が設置されている。店舗によって設置スペースが限られる場合も考えられることから、少ないスペースで効率的に回収するという点も考慮して回収 BOX を設計すること。既に設置されている回収 BOX と本業務で新たに設置する回収 BOX の取扱いについては、店舗との調整により決定すること。

表 2 モデル地域及び回収 BOX の分別設定（案）

	四日市市	亀山市
分別設定、 設置する箱 の数	『白色発泡トレー』、『色付き発泡トレー』、『透明トレー』の 3 箱	『白色及び色付き発泡トレー』、『透明 PS トレー』、『透明 PET トレー』の 3 箱

（4）モデル事業結果の検証

（1）から（3）で実施したモデル事業の実施結果を取りまとめるとともに、モデル事業で得られた調査結果を検証するものとする。以下の項目は必ず検証す

ること。検証については、下記内容を踏まえ、実施方法や実施体制について、事業者が提案し、実施する。

- ①回収 BOX ごとの食品トレーの質、異物の割合、回収量
- ②再分別にかかるコスト
- ③再分別後の食品トレーの市場価格の変化
- ④消費者へのアンケート調査結果
- ⑤自走に向けた課題及び必要な対応策

#### (5) 報告書の作成

(1) から (4) の内容を取りまとめ、報告書を作成すること。なお、モデル事業実施後に速報を作成すること。最終報告書は速報の内容を含む、事業全体の報告書とすること。

##### ①速報の作成

当該事業において、モデル事業実施状況及び組成調査の結果（速報値）を取りまとめ、令和7年1月末までに報告すること。

提出部数 1部（内容をCD等電子媒体でも提出すること）

##### ②最終報告書の作成

最終報告書では、(1) から (4) について、速報の内容を含め、事業全体の実施状況、調査・検証結果を取りまとめ、報告すること。また、その概要版も作成すること。

報告期限 令和7年3月24日（月）

最終報告書 10部（内容をCD等電子媒体でも提出すること）

最終報告書（概要版） 10部（内容をCD等電子媒体でも提出すること）

<事業イメージ> ※実線矢印部分がモデル事業対象の移動経路

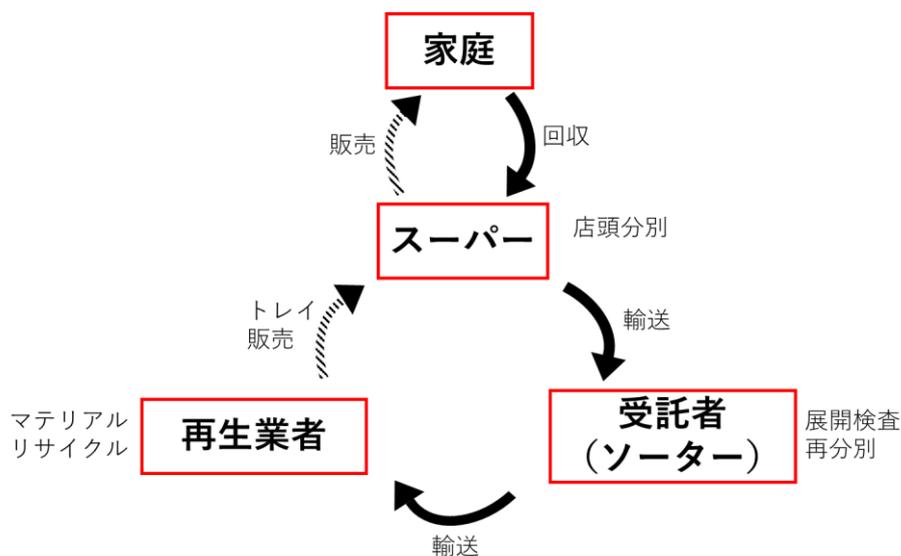


図1 四日市市内における回収スキーム（案）

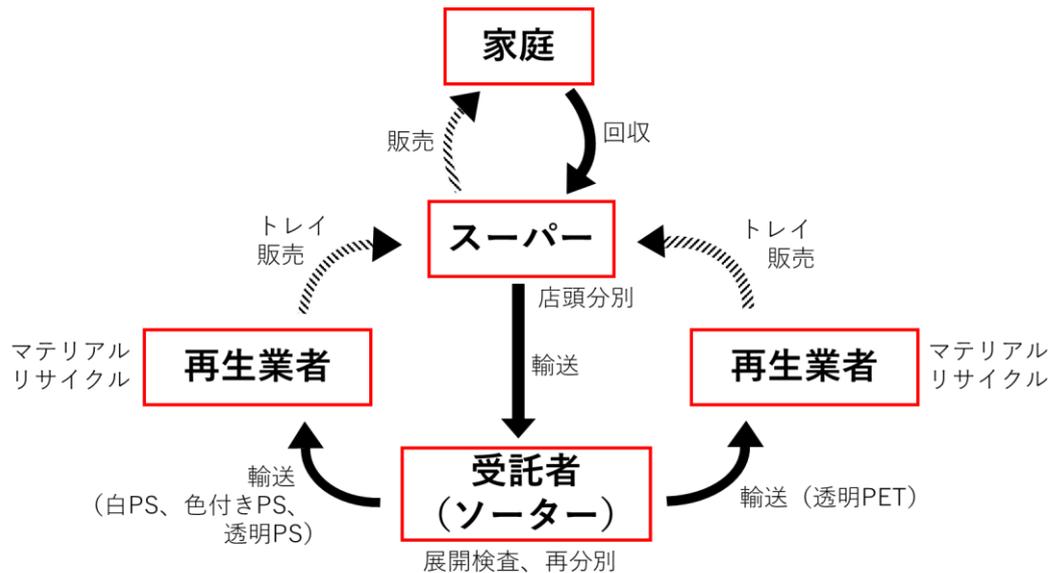


図2 亀山市内における回収スキーム（案）

## 11 貸与資料

- ①令和5年度産業廃棄物の処理にかかるデータ集計業務委託成果品：電子
  - ・産業廃棄物処理実績報告データ：電子
  - ・産業廃棄物管理票等交付状況報告書データ：電子
- ②令和4年度多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書：電子
- ③平成28年度高度地域循環圏形成実態調査業務委託成果品：紙
- ④プラスチックの資源循環に係る基礎調査及びマッチング等促進検討業務委託報告書：電子

## 12 成果品

本業務における成果品を表1に示す。

- ◆サイズ、色：A4版モノクロ両面（A3版の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。表紙はA4版カラー単色とすること。
- ◆目次を付け、本編からページ番号を付加する。

表3 成果品一覧

成果品名	部数	提出媒体	提出期限	備考
速報	1	紙	R7. 1. 31	簡易ファイル綴じ
	1	電子	R7. 1. 31	
最終報告書	10	紙	R7. 3. 24	製本
	1	電子	R7. 3. 24	
最終報告書(概要版)	10	紙	R7. 3. 24	製本
	1	電子	R7. 3. 24	

### 13 その他特記事項

- (1) 本業務を実施に必要となる資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (4) 貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 業務終了後、受託者は貸与する各種資料及び物品のうち、紙媒体のものについては速やかに返納し、電子媒体のものについては速やかに消去すること。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の責務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイまたはウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、三重県物件関係

落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (10) 県から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。
- (11) 委託期間が終了した後においても、県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。